

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その2）の制定について（通知）

昭和52年12月8日薬発第1416号
厚生省薬務局長から各都道府県知事あて
改正

昭和60年4月5日薬発第373号
昭和62年9月12日薬発第782号
平成3年3月6日薬発第259号

毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準については、昭和50年11月26日薬発第1090号をもって通知したところであるが、今般、前回の基準の対象とならなかった品目を対象にして別添1のとおり、毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準（その2）を定めたので、下記事項に御留意のうえ、関係各方面に対し周知徹底を図られたい。

なお、本基準の制定に伴い、前回基準中の用語の一部を別添2のとおり改めたので、併せてお知らせする。

記

- 1 前回通知（昭和50年薬発第1090号）の「記」の第1～6項は、本基準についても、すべて適用されるものであること。
- 2 廃棄に際して、引火性、発火性等の物性を有する毒物又は劇物については、その危険性を十分考慮し作業すること。
なお、本項は、前回通知の「記」の第7項としても追加するものであること。